

## 4 障がい理解の促進と権利擁護の推進

障がいのあるなしに関わらず、全ての人がかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、障がいに対する無理解や誤解から生じる差別や偏見がなくなったとは言えないのもまた事実です。

全ての市民が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、各種広報媒体・行事・イベント、さらには身近な地域、学校、職場の活動を通じて、障がいに対する理解促進を図ることが重要です。

### (1) 障がい理解と差別解消の促進

#### 《現状と課題》

市では、平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、同法に規定される職員対応規程を策定したほか、宗像市障害者自立支援協議会に権利擁護部会を設置するなど、障がい者差別解消の推進に取り組んでいます。

また、市では、令和2年4月に「宗像市あらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行し、障がい者差別を含めたあらゆる差別の解消に向けた教育・啓発活動を行っています。

しかし、アンケート調査結果を見ると、「市全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか」との問いに対し、「あまり深まっていない」「まったく深まっていない」と回答した人の割合が31.5%と、「かなり深まった」「まあまあ深まった」と回答した人の18.6%を大きく上回っています（図10参照）。

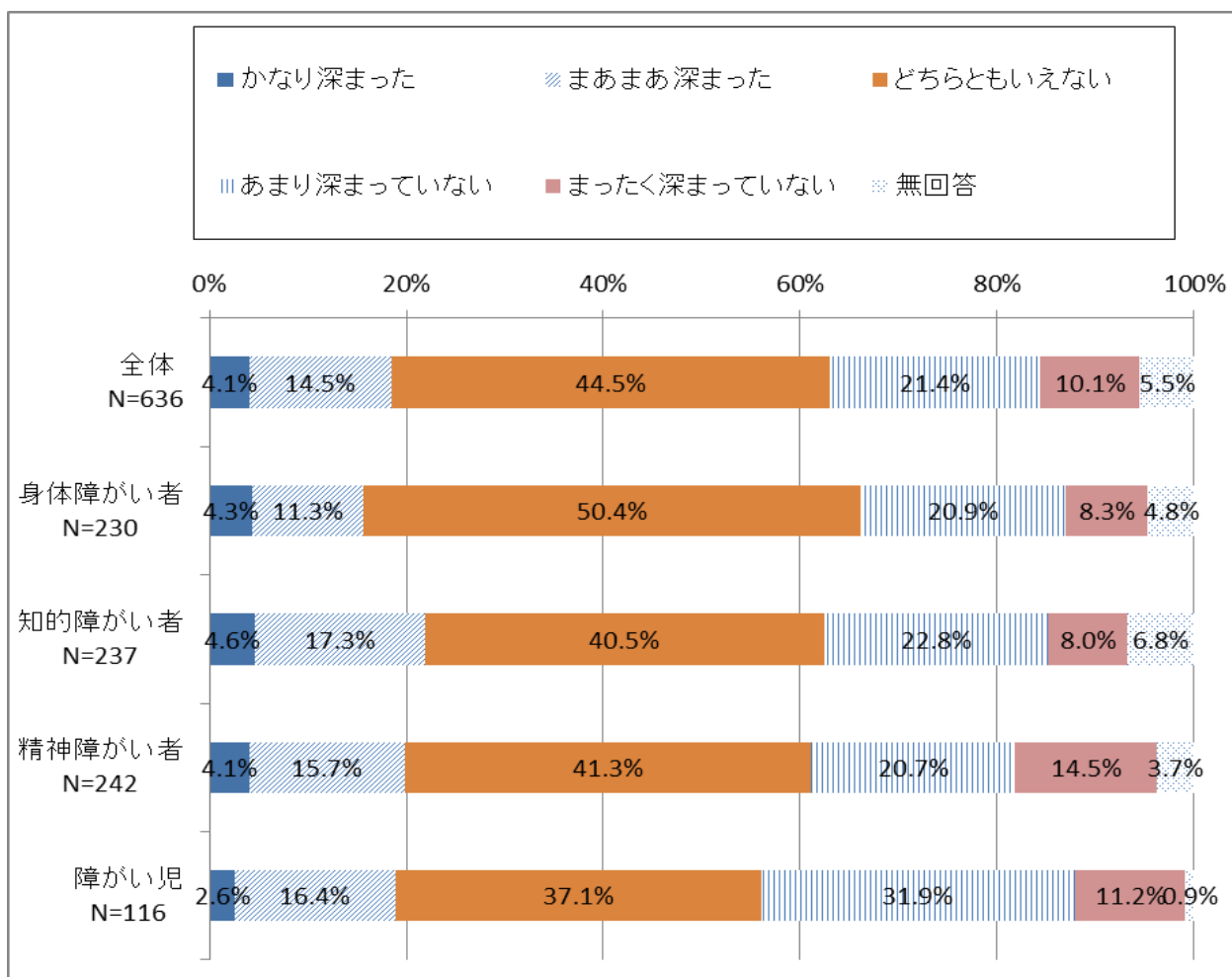
また、障がいのある人への差別や偏見があると感じる機会や場所については、全体では「仕事や収入」という回答が最も多くなっていますが、「まちかどでの人の視線」という回答も多く、障がいのある子どもでは「教育の機会」の回答割合が特に高くなっています（図11参照）。

障がいのある人の社会参加を推進する上で、あらゆる場面で障がいに対する無理解や差別がなくなるよう、引き続きさまざまな啓発・広報活動を粘り強く行い、正しい理解や認識を広めていく必要があります。

さらに、市内の小・中・義務教育学校では、差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がいのある人への「心のバリアフリー」を進めていくために、教育活動全体をとおして、さまざまな人権問題について正しく理解し、これらの解決に向けて具体的な実践ができる力を育成することを目指した人権教育を進めています。また、総合的な学習の時間等を活用し、障がいのある人との交流や、障がいの疑似体験等を行っており、障がいに対する理解や福祉について学ぶ機会を設けています。

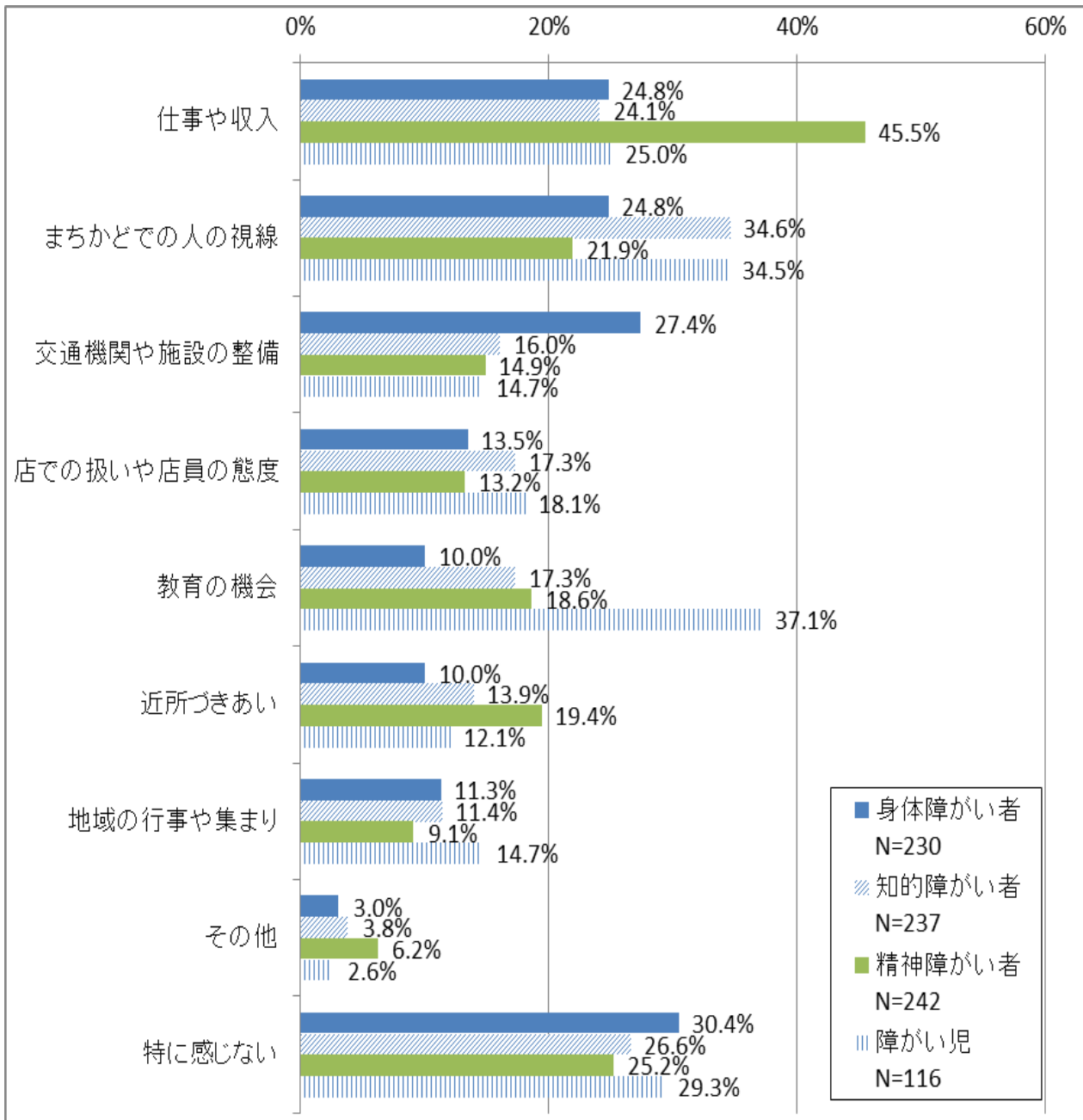
今後も、児童生徒が障がいについて理解し、障がいのある子もない子もともに充実した学校生活を送れるよう、これらの取り組みを継続するとともに、市や障がい者施設・団体が、小・中・義務教育学校での福祉教育へ関わっていく方策について検討し、取り組みを進めていく必要があります。

図10 市全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか



資料：アンケート調査結果

図 11 どのような機会に、障がい者への差別や偏見があると感じるか



資料：アンケート調査結果

## 《今後の取り組み》

### 1 啓発・広報活動の充実

国、県などの啓発パンフレットや市広報紙、ヘルプマーク\*等を活用し、障がいに対する理解啓発と差別解消の推進を図ります。

また「障害者週間（12月3日～12月9日）」、「障害者の日（12月9日）」及び「障害者雇用支援月間（9月）」の周知に努め、障がい理解の促進を図るための講演会やセミナー、街頭啓発活動などを行います。

### 2 学校教育における人権教育・福祉教育の充実

地域共生社会の実現のために、幼い頃から人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努めます。

### 3 障害者就労施設等の製品の展示・販売等の実施

宗像まごころ市や市役所内福祉売店「ハートループ」で、障害者就労施設等の製品の展示、販売等を実施し、障がい理解を促進します。

### 4 障がい者差別解消の推進

国や県と連携し、障がい差別の解消に関する啓発に努めるとともに、国の基本方針に基づき、社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

\* ヘルプマーク：障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもので、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載することもできる。

## (2) 権利擁護の推進

### 《現状と課題》

平成24年10月の「障害者虐待防止法」の施行に伴い、市では「宗像市障害者虐待防止センター」を設置し、障がいのある人への虐待に関する通報や相談を受け、支援を行っています。今後も、家庭、障がい福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報する義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

また、判断能力が不十分な知的・精神障がい者は、虐待や消費者被害など、さまざまな権利侵害を受ける可能性が高いため、権利や財産などを守る取り組みが必要です。

市が実施する「消費生活センターによる相談支援」、市社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」や「ライフサポート事業」のほか、「成年後見制度」等がそれにあたりますが、これらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。

障がいのある人の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であり、今後、高齢化の進行とともに一人暮らしの障がいのある人等がさらに増加していくことや、障がいのある人の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組むことが必要です。

### 《今後の取り組み》

#### 1 障がい者への虐待防止

障がい者への虐待を防止するため、障害者虐待防止法と宗像市障害者虐待防止センターの周知・啓発に努めるとともに、宗像市障害者自立支援協議会の権利擁護部会を中心に、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。

#### 2 障がい者の権利擁護の充実

市社会福祉協議会や市消費生活センター、宗像市障害者自立支援協議会の権利擁護部会と連携しながら、DV等の家庭問題、詐欺等の消費者トラブルに関する相談支援や情報提供、成年後見制度や日常生活自立支援事業、ライフサポート事業等の活用を促進することにより、障がい者の権利擁護の充実を図ります。

## 5 障がい児支援の充実

身体障がいや知的障がいのほかに、近年、発達障がいに対する支援（発達支援）が必要な子どもが増えています。

障がいのある子どもの支援にあたっては、障がいを早期に発見し、適切な治療、療育に結びつけることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが必要です。

また、障がいのある子どもの保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れなど、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があるため、保護者の不安や悩みを解消・軽減することも重要です。

さらに、ソーシャルインクルージョン<sup>1</sup>の観点から、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできるインクルーシブ教育<sup>2</sup>システムを推進しなければなりません。

### （1）障がい児の相談支援及び発達支援の充実

#### 《現状と課題》

障がいのある子どもとその家族の支援は、さまざまな機関が重層的に関わるため、多岐にわたる関係機関との連携強化と、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築が重要です。

市では「宗像市子ども相談支援センター発達支援室（以下、宗像市発達支援室）」を設置し、発達相談、発達検査、障がい理解を促進させるための啓発活動のほか、保育所・幼稚園・認定こども園等への巡回相談等を実施し、発達に支援が必要な子どもの早期発見、早期支援に取り組んでいます。

また、乳幼児健診は、成長発達の確認や障がいの早期発見の機会であるとともに、保護者が相談できる機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないように、適切な相談支援や療育に繋がるよう支援し、子育て家庭の不安軽減を図っています。

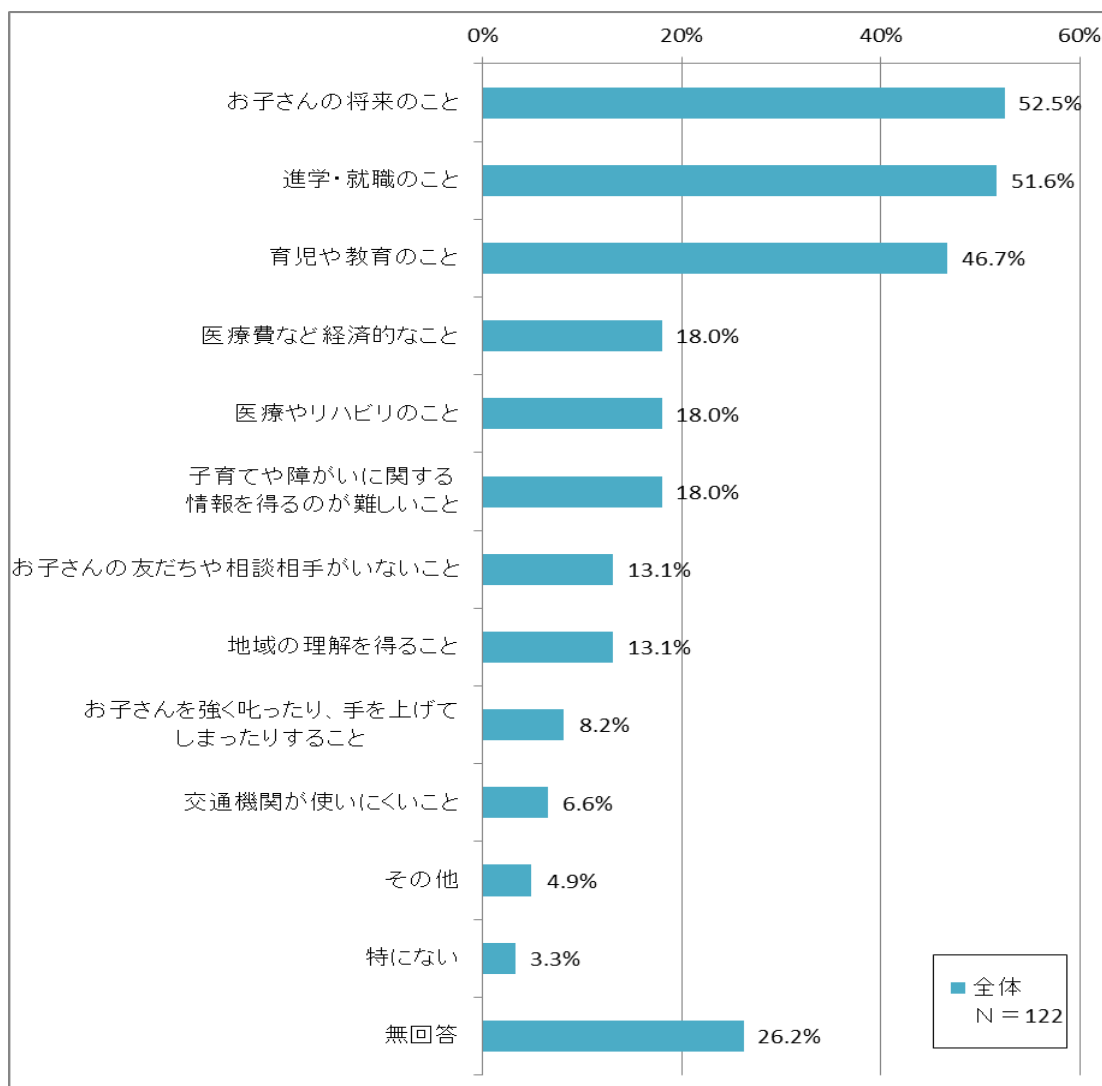
<sup>1</sup> ソーシャルインクルージョン：社会的包摂。全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う理念。

<sup>2</sup> インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業としては、宗像市発達支援室の療育施設「のぞみ園」等が就学前の子どもを対象として行う児童発達支援事業や、多様な提供形態で小学生から高校生までを支援する放課後等デイサービス、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応を支援する保育所等訪問支援等がありますが、障がいのある子どもの個々の特性に合わせた専門的な支援が必要であることから、今後も質の向上が求められます。

医療的ケアが必要な子どもに対する支援は、市内では短期入所施設（日帰り）があるものの、夜間（宿泊）の受入体制は整っていません。医療的ケアに対応できる人材の確保や、24時間の看護を担う家族へのケアなど様々な課題を改善する取り組みが必要です。

図 12 障がいのある子どものことで相談したい内容



資料：アンケート調査結果



## 《今後の取り組み》

### 1 乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

乳幼児健診により全ての乳幼児の成長発達を確認し、疾病や障がいの早期発見を図り、必要に応じて宗像市発達支援室や医療機関への紹介、早期療育に繋げるよう支援の充実に努めます。

また、障がいのある子どもの保護者に対して、安心して子育てができるよう、関係機関と連携・協力しながら支援します。

### 2 児童発達支援の充実

発達に支援が必要な子どもに関する相談に応じ、その支援に取り組む「宗像市発達支援室」を拠点に、関係機関・事業所が連携を図り、障がい種別に関わらず適切なサービスができる限り身近な場所で受けられるよう、児童発達支援体制の一層の充実に努めます。

また、宗像市障害者自立支援協議会の教育機能を活用し、支援者のための研修や支援者間の情報交換等を行うことにより、提供するサービスの質の向上・充実に努めます。

### 3 子どもの発達支援に関する広報・啓発活動の充実

発達に支援が必要な子どもに対する理解啓発と知識の向上を図るため、講演会、研修会等を開催するとともに、市ホームページや広報紙等を活用し、発達支援の取り組みを紹介するなど、広報・啓発活動を通じて、障がいのある子どもとその家族が、地域で安心して生活できる環境の充実に努めます。

### 4 ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築

障がいのある子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、保育、教育、保健、医療、障がい福祉、就労支援等の関係機関が連携する体制の構築を図ります。



## 5 障がい児の地域支援体制の構築に向けた取り組み

障がいのある子どもとその家族を支え、関係機関等との連携を図りながら地域の中核的な療育支援施設としての役割を担う、宗像市児童発達支援センター（仮称）の設置を検討します。

また、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援の利用促進を図ります。

さらに、保育所・幼稚園・認定こども園や学童保育所に対して、障がいのある子どもの利用について職員や指導員を加配するための支援や、障がい児保育についての研修の実施など、障がいのあるなしに関わらず、全ての子どもが必要な保育を受けられる体制の構築を図ります。

## 6 医療的ケア児支援にむけた取り組み

医療的ケアを必要とする子どもとその家族が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を行うなど、課題改善に向けて取り組みます。

## 7 放課後等デイサービスの充実

障がいのある子どもとその家族の多様なニーズに対応するため、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービス事業のサービス提供体制を確保するとともに、子どもの発達過程や障がい種別・障がい特性に対応したサービス内容と質の充実を図ります。

## (2) 障がい児の教育支援の充実

### 《現状と課題》

宗像市において、県立特別支援学校に在籍する児童生徒、市立学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室に通う児童生徒は年々増加しています。さらに、通常学級においても、特別な配慮を要する児童生徒が増加していることから、すべての教職員に特別支援教育に対する専門性が求められています。そのため、特別支援教育の視点や合理的配慮の提供について、すべての教職員の理解と実践力を高めることが必要です。

また、特別な配慮が必要な児童生徒の増加、インクルーシブ教育の推進を受け、今後は教育環境の整備や教育内容についても一層の工夫・改善が必要となってきます。

就学先の決定については、特別支援教育の理念を踏まえながら、子ども自身にとって最も適切な学びの場を就学先として決定する必要があります。

支援を要する子どもについては、就学前の段階から小学校、そして中学校へ、子どもの学校・家庭での生活状況等の情報を確実に引き継ぐ取り組みを進め、関係機関との連携を強化し、個に応じたきめ細やかな指導や支援を充実させていく必要があります。

### 《今後の取り組み》

#### 1 特別支援教育の周知・啓発活動の充実

障がいのある子どもとその家族が、精神的な不安を抱えず、適切な支援を受けることができるように、特別支援教育に対する周知・啓発活動の充実を図ります。

また、一人ひとりの実態に応じた学びの場に就学できるように支援するとともに、就学後も特性や適応状況等に応じて柔軟に学びの場を変更できることについて周知を図ります。

さらに、共生社会の実現のために、道徳科の学習で児童生徒の人権に関する理解を深めるとともに、教育活動全体を通じて、豊かな情操や規範意識、公共心など児童生徒の人格形成の基盤となる豊かな人権感覚を育成します。

## 2 特別支援教育の充実

市立学校において、全ての児童生徒が適切な指導や学習の機会を得られるよう、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を確立し、全教職員で情報を共有しながら、組織的に対応していきます。

また、全ての教職員が特別支援教育を理解し、特別支援教育の視点を持って学級運営や授業を行うため、各種研修会を実施します。

これらの特別支援教育の充実を図るため、教育委員会に特別支援教育アドバイザーを配置し、市立学校に対して特別支援教育に係る指導助言や支援を行います。加えて、特別支援教育アドバイザーが学校での面談・聞き取りを行い、児童生徒の実態に応じた就学に繋がります。

さらに、支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな支援が行き届くよう、特別支援教育支援員を学校に配置するとともに、タブレットを活用した指導を行います。

## 3 教育環境の整備

障がいのあるなしに関わらず、全ての子どもには均等に教育を受ける権利があることから、児童生徒が安全で快適な学校生活を送るために、可能な限り学校等の施設や設備を個々の状態に配慮したものとなるよう改善に努めます。

## 4 教育関係機関等との連携推進

一人ひとりの実態に応じた学びの場で、一貫した継続性のある支援を行うため、学校、保護者、関係機関など地域全体の連携強化を図ります。

令和7年度には、特別支援教育教員養成課程を有する福岡教育大学の敷地内に、県立特別支援学校が開校します。市としても専門的・先進的な特別支援教育の拠点形成の機会と捉え、福岡教育大学、県立特別支援学校と市立学校の連携を深め、本市の特別支援教育の充実を図ります。

## 6 社会参加の推進

障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。特に「障がい者のスポーツ・文化芸術を享受し、又は運動や創造、発表等の多様な活動に参加する機会の確保」は、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進につながります。

### (1) 障がい者等のスポーツ・文化芸術活動等の推進

#### 《現状と課題》

市民アンケートの結果をみると、スポーツや文化芸術活動に参加している割合は、いずれの障がい種別においてもあまり高いとは言えません（図 13 参照）。

市では、障がいのある人のスポーツ・運動活動について、障がいのある人が自主的かつ積極的にスポーツ・運動活動ができる環境整備や取り組みについて調査・研究し、国のスポーツ計画に定める「障がい者の週1回以上のスポーツ実施率（目標値40%）」を目指して取り組んでいます。

また、障がい者施設等に障がい者スポーツ指導員を派遣し、障がいのある人が気軽に取り組める運動を紹介しています。しかし、まだ日常的に障がいのある人のスポーツ・運動活動を支援するような仕組みの構築や、活動の実態把握には至っていません。障がい者スポーツの体験を通じた障がい者スポーツの紹介だけでなく、その意義や市民への啓発活動、多様な障がい者スポーツのニーズの把握にも力を入れていく必要があります。

次に、文化芸術活動については、平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」において、幅広く促進することが明記されています。

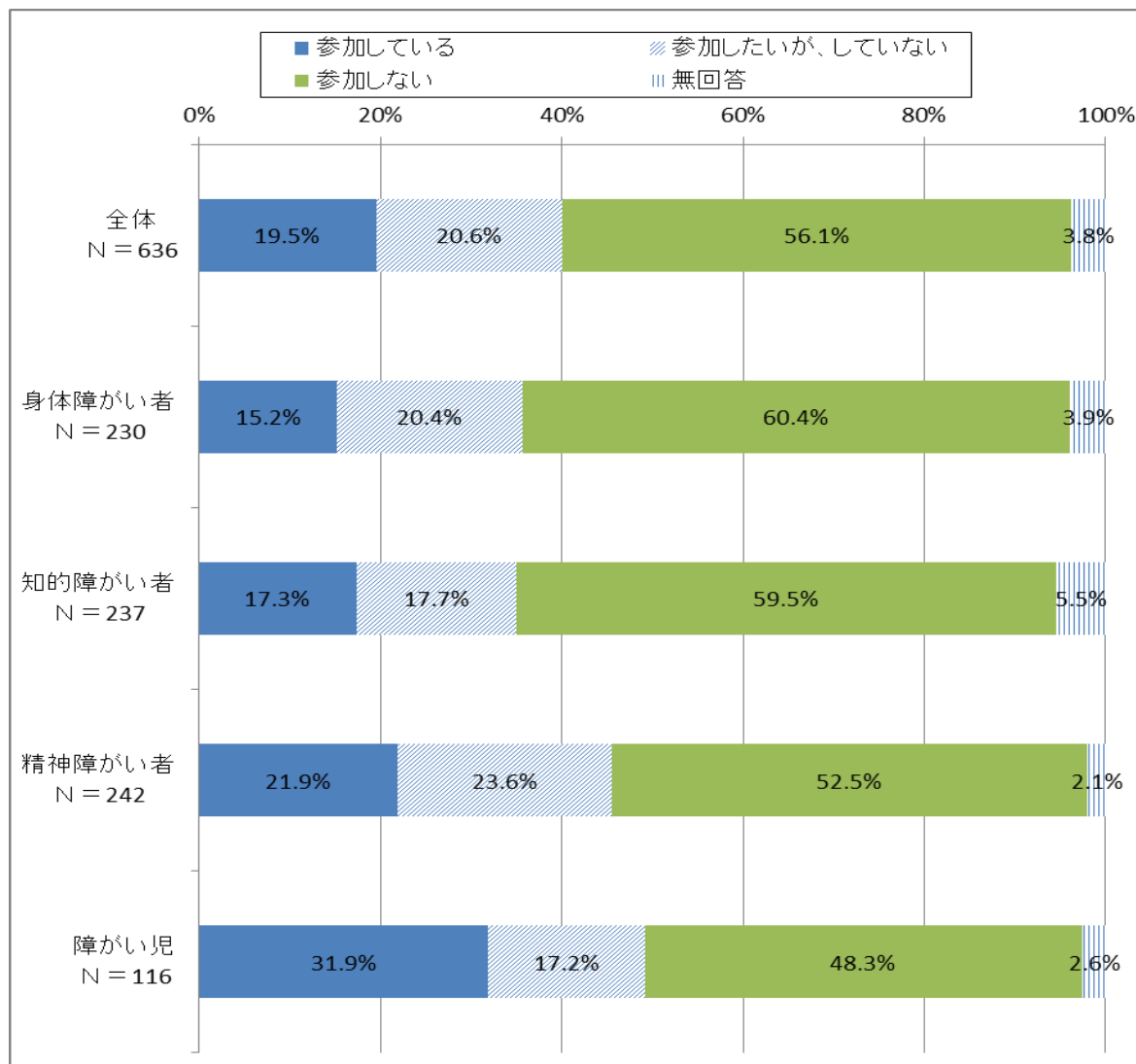
市では、障がいのある人の文化芸術活動に関し、障がい者団体等の公共施設利用料の減免や、障がいの程度に応じた活動を推進するための環境整備や取り組みについて調査・研究等を行っています。

現在、同法に基づく市文化政策を考察しており、今後は「市文化芸術振興ビジョン（仮称）」を策定し、文化芸術活動の推進に向けた取り組み方針を位置づける予定です。

また、障がいのある人が読書に親しみを持てる環境づくりを進めるため、市民図書館では大活字本<sup>1</sup>やLLブック<sup>2</sup>の購入、拡大読書器<sup>3</sup>やリーディングトラッカー<sup>4</sup>の設置、電子図書館サービスの導入などに取り組んでいます（用語解説は次ページ）。

今後は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が令和元年6月に施行されたことから、視覚障がいのある人などが、読書を通じて文字・活字文化に触れる機会が得られる社会を実現するための環境整備が求められています。

図 13 スポーツや文化芸術活動などに参加しているか



資料：アンケート調査結果

- <sup>1</sup> 大活字本：視力の弱い人向けに、活字を大きくし、行間を広くした本。
- <sup>2</sup> LL（えるえる）ブック：文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人がやさしく読めるよう、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラムなどを用いて内容が分かりやすく書かれている本。
- <sup>3</sup> 拡大読書器：小さな文字を読むことのできない弱視者や高齢者のために文字を拡大する器具。
- <sup>4</sup> リーディングトラッカー：読書補助具の一つ。視覚障がい（視野狭窄や黄斑変性など）のある人や集中して読書したい人、読むことが苦手な人に便利なツール。

## 《今後の取り組み》

### 1 スポーツ・運動活動を通じた生きがいづくりに向けた取り組みの推進

障がい者に配慮した各種イベント等、障がい者のためのスポーツ・運動活動の場の確保に努めます。

また、障がい者施設等に障がい者スポーツ指導員を派遣し、気軽に取り組める運動を紹介するほか、障がい者スポーツ・運動に対するニーズの把握に努めます。

さらに、イベント等で障がい者スポーツを体験する機会を提供することで、障がい者スポーツに対する理解啓発を図ります。

### 2 文化芸術活動の推進

平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき「宗像市文化芸術振興ビジョン（仮称）」を策定し、障がい者の文化芸術活動の環境整備を図るとともに、その支援を行います。

さらに、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を進めます。

## 第4章 計画の成果目標と事業量の見込み

### 1 令和5年度の成果目標

前計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和2年度までの数値目標を設定しました。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和5年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は、以下のとおりです。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和2年度末までに、平成28年度末現在の施設入所者から3人を地域生活へ移行することを目標としていました。

令和元年度末までの地域生活移行者数は4人で、令和2年度末までの目標値に対する達成率は133%となっています。

本計画では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和元年度末時点における施設入所者（110人）の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを目標とします。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
実績	令和元年度末現在の施設入所者数	110人
	令和元年度末までの地域生活移行者数 <sup>※1</sup>	4人
見込みと 目標値	令和5年度末の施設入所者数	107人
	令和2～5年度末までの削減数 <sup>※2</sup>	3人
	令和2～5年度末までの地域生活移行者数 <sup>※1</sup>	6人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※2 令和5年度末までの削減数は、令和2～5年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数となります。



## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和5年度末までに、宗像市障害者自立支援協議会をベースに、保健・医療・障がい福祉・介護・当事者及び家族等の関係者により設置された協議の場を定期的を開催し、課題解決に向けた目標の設定及び評価の方法等を整備します。

## (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）の機能を充実させるとともに、年一回以上運用状況の検証及び検討を行います。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ①福祉施設から一般就労への移行

前計画では、令和2年度における年間一般就労への移行者数の目標を21人と設定していましたが、令和元年の一般就労移行者数は16人となっています。本計画では、国の指針に基づき、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上（21人）とすることを目標とします。

数値目標2：福祉施設から一般就労への移行等		
実績	令和元年度の年間一般就労移行者数	16人
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数	21人

### ②就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率

前計画では、「福祉施設から一般就労への移行」を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを目標とし、令和2年度末における就労移行支援事業利用者数の目標値を99人（平成28年度末から2割以上増加）と設定するとともに、全体の5割以上の就労移行支援事業所が就労移行率3割以上を達成することを目標として定めていました。令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数は69人で、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合は75.0%となっています。

本計画では、国の指針に基づき、令和元年度の一般就労への移行実績に対して、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を次のとおりとします。その際、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型について、各事業の趣旨、目的、地域の実態等を踏まえつつ、それぞれの目標を次のとおり定めます。

前計画数値目標3：就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率		
実績	令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数	69人
	令和元年度における市内の就労移行支援事業所数	4事業所
	令和元年度における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数（市内の就労移行支援事業所：4事業所）	3事業所
	令和元年度における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	75.0%
本計画数値目標3：令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値		
目標値	令和5年度中の就労移行支援事業における一般就労への移行実績（令和元年度の移行実績（13人）の1.3倍以上）	17人
	令和5年度中の就労継続支援A型における一般就労への移行実績（令和元年度の移行実績（1人）の1.26倍以上）	2人
	令和5年度中の就労継続支援B型における一般就労への移行実績（令和元年度の移行実績（2人）の1.23倍以上）	3人

### ③就労定着支援の利用者数及び就労定着率

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、国の指針に基づき、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着支援者数の割合をいう。以下同じ）について、次のとおり目標とします。

数値目標4：就労定着支援の利用者数及び職場定着率		
目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労定着支援の利用者数について</li> </ul> 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数を70%以上とする。	15人
	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労定着率について</li> </ul> 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とする。 （市内の就労定着支援事業所：3事業所）	3事業所

### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

市では、既に、宗像市発達支援室を拠点とした障がい児支援体制の構築を進めており、保育所等訪問支援事業を利用する体制も整っておりますが、今後は、関係機関等との連携を図りながら地域の中核的な療育支援施設としての役割と機能を担う「宗像市児童発達支援センター（仮称）」の設置を検討するとともに、保育所等訪問支援事業の利用の促進を図ります。

また、医療的ケアを必要とする子どもやその家族が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を行うなど、課題改善に向けて取り組みます。

## 2 事業量見込み

第5期計画期間中のサービス利用実績と今後の事業所の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量を以下のとおり見込みます。

※令和2年度の実績は、令和2年8月末時点の実績から算出した見込みとなります。

### (1) 障がい福祉サービスの事業量見込み

#### ア 訪問系サービス

##### ① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がい者を対象にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	89	102	110	121	133	146
利用時間 (時間/月)	1,058	1,195	1,284	1,412	1,554	1,709

※令和2年度は見込み値（以下同じ）。

※人/月：1か月当たりの利用人数（以下同じ）。

※時間/月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）（以下同じ）。

##### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常に介護が必要な障がい者を対象に、ホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、家事援助や外出時の移動の支援等を総合的に行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	4	5	6	6	6	6
利用時間 (時間/月)	601	765	918	918	918	918

### ③ 同行援護

視覚障がいにより移動等に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時にヘルパー等同行援護従事者が同行して、移動に必要な情報（代筆・代読を含む）を提供したり、移動時の安全確保や誘導などの支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	14	13	12	12	12	12
利用時間 （時間／月）	99	98	96	96	96	96

### ④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、一人での行動が著しく困難で、常時介護を要する障がい者を対象にヘルパーを派遣し、行動する際の危険回避に必要な支援や、外出時における移動中の誘導などの支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	6	6	8	8	8	8
利用時間 （時間／月）	45	41	40	40	40	40

### ⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	0	0	1	1	1	1
利用時間 （時間／月）	0	0	360	360	360	360

## イ 日中活動系サービス

## ① 生活介護

常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	227	225	224	230	230	230
利用日数 （人日／月）	4,292	4,233	4,180	4,300	4,300	4,300

※人日／月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）（以下同じ）。

## ② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上を図るため、支援が必要な障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	7	9	10	10	10	10
利用日数 （人日／月）	72	83	80	90	90	90

## ③ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上を図るため、支援が必要な障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	20	21	22	23	24	26
利用日数 （人日／月）	205	222	240	260	282	305

④ 就労移行支援

就労を希望する障がい者であって、一般企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	69	69	73	77	81	86
利用日数 （人日／月）	645	603	657	693	729	774

⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練（雇用契約に基づく就労）を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	54	56	58	60	62	65
利用日数 （人日／月）	761	770	779	788	798	807

⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練（雇用契約はない）を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	197	207	218	229	240	252
利用日数 （人日／月）	2,707	2,941	3,195	3,471	3,772	4,098



## ⑦ 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般企業等に雇用された障がい者の就労継続を図るため、勤務先や自宅等への訪問等により、相談や指導・助言等の支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	26	37	41	45	49	53

## ⑧ 療養介護

病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がい者を対象に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもと、介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	11	12	13	14	15	16

## ⑨ 短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者を対象に、施設等で宿泊を伴った日常生活上の支援を行うサービスです。

## ■福祉型短期入所

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	73	71	76	81	86	92
利用日数 （人日／月）	198	227	228	243	258	276

## ■医療型短期入所

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	14	14	14	15	16	17
利用日数 （人日／月）	67	61	56	60	64	68

ウ 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設等から地域での一人暮らしへの移行を希望する障がい者を対象に、居宅を定期的に訪問し、身の回りに関する事などについて確認を行い、必要に応じて助言や関係機関等へ連絡調整を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	2	3	7	8	9	10

② 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を希望する障がい者を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・助言、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	122	138	140	154	169	186

③ 施設入所支援

施設に入所する障がい者を対象に、主に夜間の入浴、排せつ、相談・助言、食事の介護、その他日常生活上の支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人）	112	110	110	109	108	107

## エ 相談支援

### ① 計画相談支援

障がい者とその家族が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、「サービス等利用計画」を作成のうえ、関係機関の担当者による会議を開き、その実行を支援していくサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	634	662	691	722	754	787

### ② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	0	2	0	1	2	3

### ③ 地域定着支援

居宅において、一人で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	1	2	3

## (2) 地域生活支援事業の事業量見込み

市では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

※令和2年度の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響をうけ、例年と比べ実績値が大きく減少している事業があります。

※第6期の見込みについては、新型コロナウイルス感染症の影響がない、平成30年度及び令和元年度の実績値から想定、算出しています。

### ア 相談支援事業

障がい者やその介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	50	50	52	55	55	55
相談件数 （件／月）	593	595	620	655	655	655

### イ 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能障がい者を対象に、登録手話通訳者を派遣する事業を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人）	4	5	3	6	6	6
派遣回数 （回／月）	4	6	2	6	6	6

## ウ 日常生活用具給付等事業

日常生活に支障がある障がい者を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数 （件／月）	174	180	185	190	195	200

## エ 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がい者を対象に、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	26	38	42	45	50	55
利用時間数 （時間／月）	152	165	86	170	175	180

## オ 地域活動支援センター事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。

地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

市では、地域活動支援センターⅠ型とⅢ型を実施しています。

#### 第4章 計画の成果目標と事業量の見込み

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
I型利用者数 （人）	35	44	13	40	40	40
I型利用回数 （回／月）	180	117	93	150	150	150
Ⅲ型利用者数 （人／月）	25	20	20	25	25	25
Ⅲ型利用日数 （日／月）	114	117	64	120	120	120

#### カ 訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な障がい者を対象に、移動入浴車等を使った訪問入浴サービスを提供するものです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人）	4	4	4	5	5	5
利用回数 （回／月）	16	21	18	25	25	25

#### キ 日中一時支援事業

在宅で障がい者を介護している人が、疾病、事故、出産や旅行などを理由に、日中において、一時的に介護ができない場合に、障がい者を施設等に預け見守り等日常生活上の支援をうけるサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人）	38	43	43	45	45	45
利用回数 （回／月）	48	49	25	50	50	50

## ク 社会参加促進事業

手話奉仕員の養成研修を行い、障がい者の社会参加を促進するものです。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となります。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間参加者数 （人／年）	7	2	未実施	5	5	5



### (3) 児童福祉法上のサービス事業量見込み

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障害児通所支援とその利用に必要な障害児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

#### ア 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	199	203	207	211	215	220
利用日数 （人日／月）	597	609	621	634	646	659

#### イ 放課後等デイサービス

学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児を対象に、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	243	296	340	374	411	452
利用日数 （人日／月）	2,717	3,248	3,735	4,109	4,520	4,972

## ウ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	0	1	1	2	3	4
利用日数 （人日／月）	0	1	1	2	3	4

## エ 居宅訪問型児童発達支援

重度障がい児が、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合でも適切な発達支援が受けられるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	1	1	1	2	3	4
利用日数 （人日／月）	1	1	1	2	3	4

## オ 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童を対象に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	1	1	1
利用日数 （人日／月）	0	0	0	2	2	2

カ 障害児相談支援

障がい児とその家族が、対象となる障害児通所支援を適切に利用できるよう「障害児支援利用計画」を作成のうえ、関係機関の担当者による会議を開き、その実行を支援していくサービスです。

区 分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/年)	291	334	367	404	445	489

## 第5章 計画の推進体制

### 1 関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者団体や市社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。加えて「宗像市障害者自立支援協議会」と連携し、支援の担い手となる福祉関係事業所等の社会資源の充実に向けた取り組みを検討していくとともに、従事する職員の確保と質の向上に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多く、今後の制度改正などの変化に対応するためにも、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

### 2 計画の進捗管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

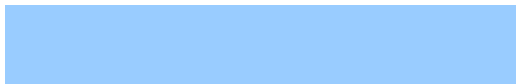
「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されている管理手法の一つで「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

本計画の推進にあたっては、福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。点検・評価の結果は、宗像市障害者自立支援協議会に報告し、同協議会での意見をその後の計画推進に反映させていきます。さらに、ホームページ等を活用し、計画の内容や計画の点検・評価結果等の進捗状況を周知します。





資料編



1 宗像市障がい福祉計画・宗像市障がい児福祉計画検討委員会設置要領

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）に基づく市町村障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）に基づく市町村障害児福祉計画の作成に係る調査審議を行うため、宗像市障がい福祉計画・宗像市障がい児福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 障がい者等及びその家族

(2) 障がい福祉サービス事業者等関係機関

(3) 就労関係機関

(4) 医療関係機関

(5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。



## 2 宗像市障がい福祉計画・宗像市障がい児福祉計画検討委員会委員名簿

区分	氏名	所属	備考
障害者等及び その家族	山田 芳久	宗像市身体障害者福祉協会 会長	
	的場 真紀	心身障がい児・者親の会 宗像市あゆみの会	
医療関係機関	藤永 拓朗	医療法人恵愛会 福間病院 副院長	副委員長
就労関係機関	今 義剛	株式会社K Y W 代表取締役	
障害福祉サービス 事業者等関係機関	高原 幸子	社会福祉法人宗像福祉会 むなかた苑 施設長	
	上田 大地	宗像市障害児通所支援事業所 げんきっこくらぶ ほっぷ 管理者	
	上田 浩司	障害者就業・生活支援センター はまゆう 統括管理者	委員長
	占部 幸子	医療法人恵愛会 地域活動支援 センター「みどり」 施設長・管理者	
	酒見 美加	社会福祉法人 宗像市社会福祉協 議会 総務・福祉係長	

### 3 宗像市保健福祉審議会規則

平成15年4月1日

規則第45号

改正 平成16年1月30日規則第1号

平成16年12月28日規則第37号

平成27年3月31日規則第20号

令和2年3月9日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業関係者
- (2) 介護保険事業関係者
- (3) 保健事業関係者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 市民代表

(平16規則1・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に所属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、委員互選による部会長を置く。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(平16規則37・平27規則20・令2規則5・一部改正)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年1月30日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

- 2 この規則の施行後、平成17年8月31日までの間に、新たに委嘱される委員の任期については、改正後の宗像市保健福祉審議会規則第3条の規定にかかわらず、現に在任する委員の残任期間とする。

附 則(平成16年12月28日規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第20号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月9日規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 4 宗像市保健福祉審議会委員名簿

区分	氏名	公職名	備考
社会福祉事業関係者	瓜生 寿賀子	宗像市あゆみの会 会長	
	坂梨 千尋	宗像市福祉ボランティア活動連絡協議会 会長	
	柴田 祐治	宗像市社会福祉協議会 常務理事	副会長
	藤城 義博	宗像市民生委員児童委員協議会 副会長	
介護保険事業関係者	木村 政一	ケアマネゲッツ 介護支援専門員	
保健事業関係者	坂口 尚登	宗像薬剤師会 副会長	
	鶴田 勝久	宗像歯科医師会 副会長	
	樋口 貴文	宗像医師会 副会長	
	中谷 光子	宗像市食生活改善推進会 会長	
	中原 由美	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健監	
知識経験を有する者	鬼崎 信好	久留米大学 教授	会長
	中村 光江	日本赤十字九州国際看護大学 学部長	
	松倉 真理子	福岡教育大学 准教授	
市民代表	大隅 義博	公募市民	
	前村 生子	公募市民	

## 5 宗像市保健福祉審議会 諮問書

2 宗 福 第 1 2 5 0 号  
令和 2 年 1 1 月 9 日

宗像市保健福祉審議会  
会長 鬼崎 信好 様

宗像市長 伊豆 美沙子

第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画について（諮問）

宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）第2条の規定により、下記のとおり  
諮問します。

### 記

- 1 第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画について

6 宗像市保健福祉審議会 答申書

令和3年1月14日

宗像市長 伊豆 美沙子 様

宗像市保健福祉審議会

会長 鬼崎 信好

第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画（案）について（答申）

令和2年11月9日付け2宗福第1250号で諮問のあった標記計画（案）について審議を行った結果、適正なものであると認めますので、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たっては、その趣旨を踏まえ、適正な実施に努められますよう要望します。

## 7 市民意見提出手続による意見と回答

第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画（案）に関する  
市民意見提出手続（パブリック・コメント）の意見及びその回答

【実施期間】 令和3年2月9日から3月10日

上記について、市民1人から8件のご意見をいただきました。提出された意見の内容及びその回答については、次のとおりです。

箇所	意見	対応	回答
地域福祉の推進 （P27、P28）	<p>「人づくりでまちづくり事業補助金」を交付しているものの福祉関連団体からの申請が少ないため、制度の有効活用に向けた支援が欠かせないと思います。</p> <p>申請が少ないことが課題のように捉えられているように感じました。確かに、ボランティアの方々の支援は重要ですが、今後の社会状況（人口減少、人材不足、高齢化）を考えた時に他の発想も必要であると考えます。「人づくりでまちづくり事業補助金」という制度を活用した支え方のほかに、新たな支え方も考える時期に来ているのではないのでしょうか。例えば、助成ではなく必要な経費を団体に支給することや、そのためにクラウドファンディングによる団体の活動情報発信、地域共生社会意識の啓発、人材確保、財源確保を行うことや、ふるさと寄付金の使途目的に障がい者サポーターの謝金などの具体的なメニューを設ける等の工夫の余地があるのではないのでしょうか。</p>	原案どおり	<p>市民活動団体やボランティア団体の取り組みは、障がい者を地域全体で支えるために重要な役割を担っているため、市社会福祉協議会と連携し、福祉団体の活動を支援するほか、人づくりでまちづくり事業補助金によりその活動を支援しております。</p> <p>今回いただいたご意見も踏まえ、ボランティア団体や地域福祉の推進に関わる団体のご意見も伺いながら、新たな支援策の検討を進めてまいります。</p>
防災対策の推進（P31、P34）	<p>本市の避難行動要支援者の対象者数は約2万人で、その中で名簿に登録されている人は3600人ほどで、残りの16000人は未登録の状況です。（過去の議会答弁より）</p> <p>そして、これまで避難行動要支援者の把握に協力をしていただいている民生委員・児童委員の方々には慢性的な成り手不足という課題があります。成り手が見つからない理由としては「昼間働いているから」「災害の時の不安」「責任が大きいから」「自身が高齢であるから」などの声をこれまで耳にしてまいりました。また、自主防災組織の基盤である自治会についても、加入者の割合は減少傾向にあります。このような根本的な課題を解決しないまま防災対策を推進（その一つとして16000人の登録）することは、関係者の負担を増大させ、さらなる成り手不足を生じさせてしまう可能性があると考えます。</p> <p>避難行動要支援者支援事業については、福祉事務所やケアマネジャーなど対象となる障がい者の日常生活の状況を把握されている有資格者に適正な費用を払った上で、避難時の行動計画を策定してもらう施策が必要ではないのでしょうか。（先進自治体の事例もあります）</p>	原案どおり	<p>市では、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難の実効性を確保するための取り組みの充実を進めています。</p> <p>また、個別の避難支援計画の策定については、民生委員や自主防災組織のほか、福祉専門職との連携も検討しています。</p> <p>今回いただいたご意見も踏まえ、市民が安心して地域で生活できるよう、関係機関と十分な連携を取りながら、避難支援体制の整備に努めてまいります。</p>



箇所	意見	対応	回答
雇用・就労支援の促進 (P35)	本市の障がい者雇用状況は法定雇用率を上回っていますが、本市と指定管理協定を締結している事業者についても公の施設であるので障がい者雇用を推進する必要があると考えます。各事業所ごとの人数では国の義務対象とはならないかもしれませんが、本市は市内事業者に対して障がい者雇用への理解啓発を図る立場でありますので、推進の旗振り役として指定管理協定に関する仕様書の内容についてこれまで以上に障がい者の雇用について踏み込む必要があるのではないのでしょうか。(現状は障がい者雇用は評価点加点のみです)	原案どおり	指定管理者の障がい者雇用については、宗像市指定管理者制度運用ガイドラインにおいて、選定基準として「障がい者の常時雇用に努めているか」が指標のひとつとして定められています。また、障がいのあるなしに関わらず、全ての人がともに支え合い、能力を發揮し活躍する共生社会を実現するため、令和3年3月から民間企業や国、地方公共団体等に対する、法定雇用率が引き上げられています。指定管理者の障がい者雇用については、これらの指標や基準に基づき、引き続き促進していきます。
雇用・就労支援の促進 (P39)	本市では空き家の管理や庭の剪定、家具の整理、インフラの維持管理、人材不足など高齢化と人口減少に起因する地域課題が存在しています。他の自治体の有効な事例を見ると行政が公益社団法人やNPOなどと連携して障がい者の活躍の場、雇用の場づくりとして地域課題の解決をビジネスモデル化しているものもあります。宗像市には「住マイむなかた」や「シルバー人材センター」などがあります。団体それぞれの活動域に配慮や調整を行った上で連携することにより、障がいのある人が仕事として関わることができるのであれば、その人の生きがいづくりのみならず、共生社会づくりの推進、本市の行政サービスの維持・向上にも期待ができます。検討の余地があるのではないのでしょうか。	原案どおり	障がいのある人が、その特性に応じた仕事に就き、地域で活躍することは、地域課題の解決はもとより「生きがいづくり」や「共生社会の推進」にもつながるものと考えます。今回いただいたご意見も踏まえ、障がいのある人が地域で自立した生活を送り、活躍する社会の実現を目指して取り組んでまいります。
雇用・就労支援の促進 (P39)	就労支援事業所には就労体験や入所相談が頻繁にあります。対象者及び保護者との面談、就労支援作業のサポート、就労受け入れ先との引継ぎや見守り、対象者の特性の把握など対象者と信頼関係を築きながら入念に行っています。(個々の特性を把握することについては後々就労移行のためのマッチングに非常に役立ちます。)しかしその一方で小さな事業所ではスタッフも少ない(いない)ので経営者はその対応に追われている状況です。しかも、就労先からのニーズは様々で、仕事量にも波があるなど入所者の仕事の平準化(安定)や仕事の確保のための営業負担が課題として挙げられます。一般的に民間事業者の営業は民間が行うべきですが、障がい者の雇用を確保することは障がい者の自立や共生社会の実現につながります。現状は「障がい者就労・生活支援センターはまゆう」へ障がい者や保護者から相談を行い、障がい者に対するサービスの充実を図ることが最良であると考えますが、それと並行して小規模就労支援事業所のスタートアップ支援や営業支援(仕事量と収入の安定化)、経営拡大(対象者受け入れ定員の拡充)に対する支援を行うことで将来的な受け入れ、継続、移行サービスの基盤を補強していくための計画が必要ではないのでしょうか。	原案どおり	市では、障がいのある人がその特性に応じた仕事に就き、自立した生活を送るため「障害者就業・生活支援センターはまゆう」と連携し、就労から定着まで一貫した就労支援サービスを提供しています。また、就労継続支援を通じて福祉的就労の機会を提供するほか「宗像市障害者就労施設等優先調達方針」に則り、市の事業を障害者就労施設に積極的に発注するなど、事業所の工賃向上を支援しています。就労支援事業所をはじめとする、障がい福祉サービス事業所への経営支援については、国や、指定権者でもある福岡県の施策として行われています。市内就労支援事業所への経営支援につきましては、国、県の施策についての情報を提供しながら、その活用を推進してまいります。

箇所	意見	対応	回答
生活環境の整備（P41）	ユニバーサルデザインの推進に取り組む市役所の本庁舎、西館にはエレベーター（EV）がありますが、新館（北館）にはありません。1F まではバリアフリー対応のスロープがありますが、2F にあるハローワークには新館（北館）1F からは直接行くことができず、西館の EV を経由して遠回りしなければ行くことができません。先ず、障がいのあるなしに関わらずより多くの人に働く機会をよりオープンに提供できるように市として努力する必要がありますと考えます。次に、庁内における障がいのある職員の職場環境を整える意味からも庁内のバリアフリーへのさらなる創意工夫は必要であると考えます。その場合「ハローワークが 2F にあることが良いのか。それとも 1F にあることが良いのか」の協議や全庁舎のバリアフリーを推進するためのレイアウト協議をしていくことも選択肢としてあると考えますが、今後超高齢化がさらに進むことを想定した場合は新館（北館）に EV を 1 台新設するほうが障がいのあるなしに関わらず 2F フロアへのアクセス向上につながるため、フロア活用の幅が広がり有効であると考えます。市役所は行政の中心拠点ですので、どなたでも利用しやすい施設として（障がい者が来庁時に事前連絡を行い職員がサポート対応することや障がい者向けサイン充実を行うなど）工夫を図った上で、時代に即したバリアフリー化を望みます。	原案どおり	市庁舎を含め、市の資産である公共施設は、障がいのあるなしに関わらず、全ての人々が利用しやすいものであることが望まれます。 市では、第 2 次宗像市総合計画のなかで、公共施設の管理については、ユニバーサルデザインに配慮した施設管理を行う一方、その設置目的や利用状況、需要予測、将来的な必要性など、総合的な視点から適切な運営管理をすることとしています。 いただいたご意見につきましては、今後の公共施設維持管理に活かしてまいります。
生活環境の整備（P42）	バリアフリーやユニバーサルデザインに関する啓発については障がいのある人とその家族、福祉士等（支援する人）、設計士、建築土木関係者等（作る人）、施設管理・提供者が経験や情報を共有することが重要と考えますので今後も、より様々な分野から経験を有する方々に参画をしていただくようにご検討をお願いします。	原案どおり	バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方は、障がいのあるなしに関わらず、全ての人々が生活しやすい社会の実現に欠かせないものです。 市では、これからも、これらの考え方にに基づき、啓発活動を行ってまいります。
障がい児の教育支援の充実（P54）	「可能な限り学校等の施設や設備を個々の状態に配慮したものとなるよう改善に努める」とありますが、「学校等」とは学校以外のどのような施設を指しているのか。具体的には何を指すのか注釈や追記があるとわかりやすいと思います。現在でも学校に行きたくてもなじめずに行くことができない子ども達もいますので、学校以外の場所における教育を受ける権利についても行政として保障しないとイケないと思いますので、その点について本計画中に明記する必要があるのではないのでしょうか。	原案どおり	学校等とは学校施設はもとより、教育サポート室（エール）のように小・中・義務教育学校のお子さんたちを対象に、宗像市が学校以外で運営する施設も指しており、文意が伝わるように、このような表現としています。 障がいのあるなしに関わらず、全ての子どもには等しく教育を受ける権利があることから、支援のあり方について、今後も、可能な限り個々の状況に配慮したものとなるように努めてまいります。